- 1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所における核物質防護について
- 2. 日時: 令和2年2月13日(木) 13時30分~16時50分
- 3.場所:原子力規制庁 核セキュリティ部門 打合せスペース
- 4. 出席者:

原子力規制庁長官官房放射線防護グループ 核セキュリティ部門

担当者 3名

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 担当者10名

5.要旨

- (1)国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(以下「大洗研究所」という。)担当者から、核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11の10第2項第1 号及び同条第6項の防護措置等について、説明があった。
- (2)これに対し、原子力規制庁は必要な質疑を行い、内容について了解した旨を回答した。
- (3)また、大洗研究所担当者から、設備工事に伴う防護措置の代替手段について説明があった。
- (4) これに対し、原子力規制庁は必要な質疑を行い、工事概要について引き続き確認 する旨を回答した。